

| 改定後 | 改定前 |
|--|--|
| <p>第13条（脱会並びに会員資格の喪失（略））</p> <p><u>(3) 当社の提携会社との提携関係の解消またはサービス提供に必要となる重要なシステム変更等により会員へのサービス提供の継続が困難となった場合には、当社は、本人会員に対しあらかじめ通知のうえ、会員資格を取消することができるものとし</u> <u>ます。</u></p> <p>(4) 本条(1)・(2)の場合、会員は、カードを会社に返却し第9条（代金決済及び遅延損害金）に定める期日に拘わらず、会社に支払うべき一切の債務全額を直ちにお支払いいただくと共に会社は加盟店に当該カードの無効を通知できます。</p> | <p>第13条（脱会並びに会員資格の喪失（略））</p> <p>(3) 本条(1)・(2)の場合、会員は、カードを会社に返却し第9条（代金決済及び遅延損害金）に定める期日に拘わらず、会社に支払うべき一切の債務全額を直ちにお支払いいただくと共に会社は加盟店に当該カードの無効を通知できます。</p> |